

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県養父市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務とは、国民健康保険法に基づき被保険者等の資格情報等の管理、各種給付事務を行うほか、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。(以下参照)</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証等)を交付する。 ③被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>【給付事務】 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する以下の給付事務を行う。 ①療養の給付に関する事務 ②高額療養費に関する事務 ③療養費、移送費に関する事務 ④入院時食事療養費に関する事務 ⑤特別療養費に関する事務 ⑥高額介護合算療養費に関する事務 ⑦出産育児一時金に関する事務 ⑧葬祭費に関する事務</p> <p>【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に照会し、所得を把握する。 ②所得不明者に対し、申告書を送付し、所得を把握する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者等の所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後の被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減及び減免の申請を行い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【窓口業務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施する。</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住基連携にて取得) ②被保険者から提出された申請書により取得した個人番号について、宛名システムのオンラインにより登録する。</p> <p>II 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務において使用する各種帳票(申請書等)に個人番号を出力する。</p> <p>III 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を提供・取得する。</p> <p>【オンライン資格確認】 オンライン資格確認を実施するために以下の事務を行う。 ①オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 ②期間別符号の取得に関する事務</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の16,30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、42、43、44、45の項) ・オンライン資格確認 番号利用法附則第6条第4項及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経営企画部税務課及び健康福祉部保険医療課
②所属長の役職名	経営企画部税務課長、健康福祉部保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 保険医療課 079-662-3165

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 7. 請求先	総務課	総務財政課	事後	組織改編による修正
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	税務課長 藤原 康生	税務課長 西山 浩司	事後	人事異動による修正
令和1年6月30日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 西山 浩司	税務課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月30日	II 1. 対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、119の項)	事後	根拠規定の見直しによる修正
令和3年1月7日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ① 部署	企画総務部 税務課	経営企画部税務課 及び 健康福祉部保険医療課	事後	組織改編による修正
令和3年1月7日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	税務課長	健康福祉部 保険医療課長 経営企画部 税務課長		
令和3年1月7日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	T 607-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 企画総務部 総務財政課 079-662-3161	T 607-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161	事後	組織改編による修正
令和3年1月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険事務とは、国民健康保険法に従い被保険者等の資格情報等の管理、各種給付を行い、地方税法等に従い被保険者が納める国民健康保険税の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出産・死亡・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。	国民健康保険に関する事務とは、国民健康保険法に基づき被保険者等の資格情報等の管理、各種給付事務を行うほか、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。 (以下参照) 【資格管理事務】 社会保険離脱や出産、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、限度額適用認定証等)を交付する。 ③被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。	事後	
令和3年1月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		【給付事務】 被保険者の疾病、負傷、出産または死亡にかんする以下の給付事務を行う。 ①療養の給付に関する事務 ②高額療養費に関する事務 ③療養費、移送費に関する事務 ④入院時食事療養費に関する事務 ⑤特別療養費に関する事務 ⑥高額介護合算に関する事務 ⑦出産育児一時金に関する事務 ⑧葬祭費に関する事務	事後	
令和3年1月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住基連携にて取得) ②被保険者から提出された申請書により取得した個人番号について、宛名システムのオンラインにより登録する。 II 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務において使用する各種帳票(申請書等)に個人番号を出力する。 III 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報を提供・取得する。 【オンライン資格確認】 オンライン資格確認を実施するために以下の事務を行う。 ①オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務	事後	
令和3年1月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保統合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月7日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の16.30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年1月7日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項)	事後	
令和3年1月7日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ② 法令上の根拠		・オンライン資格確認 番号利用法附則第6条第4項及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年1月7日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か		委託する 十分である	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	IV リスク対策 8.監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	R3.1に内部監査実施済み
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの